時事新報

第千四百五十五號
明治十九年十二月十日　金曜日
舊丙戌十一月十五日（甲、辰）
日出午前七時零分　日入午後四時四十六分
月出午後四時十一分　月入午前五時十七分
滿潮午前四時三十七分　午後四時五十七分
（西曆一千八百八十六年）

時事新報定價（明治十九年十月一日改正）
一枚二錢〇一箇月前金五十錢〇三箇月前金一圓五十錢〇六箇月前金三圓
一箇年前金六圓
〇時事新報社ヨリ直接ニ郵便ニテ遞送スルモノニ限リ本文定價ノ外ニ一箇月廿六錢ノ遞送料ヲ申受ク

時事新報廣告料前金一行ニ付

一行廿四字詰	二日以上六日迄	七日以上十五日迄	十六日以上
自一行至十行	八錢	七錢二厘	六錢八厘
自十一行至三十行	七錢	六錢三厘	五錢九厘五毛
三十一行以上	六錢五厘	五錢八厘五毛	五錢五厘

時事新報

ノルマントン號事件裁判落着

前の英國汽船ノルマントン（Normanton）號の船長ヂョンウヰリヤムドレーク（John William Drake）氏は一昨八日横濱英國領事裁判所に於て己れの職務を怠りし日本人二十五名を殺しゝるものなりと判定せられ三箇月の禁錮に處せられたりさて此ノルマントン號が本年十月二十四日を以て紀州熊野沖に沈没するに當り乘組の西洋船員は船長の外悉く無事に助命するを得たるにも拘はらず船客の日本人二十五名は何等の事情ありてか一人も助命する者なく老幼男女數を盡して非業の死を遂げたりとの事世上の評判に上るに至り人々皆爲めに悲憤の情を催さゞるはなく此際神戸の英國領事廳海事審廷に於て同船長以下を審問して熊野沖離船の一條に關し同船長は十分に船長たるの職務を盡したるものにして當時の處置毫も間然すべき所なしと判決したるより一層世人の感情を強くし日本政府は英國領事裁判所に向て同船長が殺人罪の訴を起し日本人民幷に日本在留の英國人民及び他の國人は溺死者の遺族の爲めに義捐金を募り宗教者は法會を營み論客は演説會を催し新聞紙は縱横自在に論辯する等實に日本社會近來の一大事件たるの性質を成すに至りたり蓋し世人が斯くまで切なる感情を惹起したる其主因とすべきものは必ずしも廿五人の非業の死を惜むのみにもあらず又船長ドレーク氏の所業を不埒なりと爲し飽くまで此男を懲罰して膺懲をなすべしといふ譯にもあらず唯兎角常に西洋人に輕侮せられて同等の人類視せられざる日本三千餘萬人の鬱憤が偶ま發してノルマントン號事件の騒動と成したるものならんのみ果して然りとすれば演説あり法會あり義捐金あり訴訟なり既に我意思の如何を公示するの用を達したる以上は強ち其外の事を問ふべきにあらず訴訟の勝敗の如きも固より此事件の眼目とする所にあらずといへども然れども英國の法律に於てはノルマントン號船長の爲したる如き處置を見て船長に適當の處置として間然する所なしと爲すや否や又船長は同國人たる陪審役の眼にては斯る類の所業を有罪と見るや將た見ざるや其如何を聞知するは誠に大切の事柄なるがゆゑに横濱英國領事廳の今回の裁判は決して輕視すべきものにあらず則ち此判決の如何によりて人心に及ぼす感情の如何も亦大に左右せらるべきものなればなり然るに幸にも今回の裁判は開廷僅かに二日間にして忽ち船長ドレーク氏の所業を有罪と認め判事は三月の禁錮を以てこれを罰したり我輩はこれを見て滿足せざるを得ざるなり然れども多數の日本人中或は此裁判を見て猶ほ其不當を云ふ者もあらん何となれば日本人は從來禁錮などの罰には見慣れ聞き慣れて格別に重くことなく例へば戸長巡査などに對して何か失言したる者あれば刑法何條官吏の職務に對し侮辱したるの罪に當るものなりとて重禁錮一月以上一年以下罰金五圓以上五十圓以下に處せられ或は新聞記者が一新聞紙の停止中他の新聞紙を發行すれば六月以上三年以下の輕禁錮廿圓以上二百圓以下の罰金又は傍聽を禁じたる官廳及び府縣會の議事を詳署に拘はらず新聞紙に記載すれば二月以上二年以下の輕禁錮三十圓以上三百圓以下の罰金に處せらるゝなどとて隨分禁錮の沙汰は世に澤山なるものなるが故に今回の事の如き廿五名の殺人罪なれば今少し嚴重なる罰を申付べき筈なり三月の禁錮にては甚だ不足なりと思はんも日本人の考として一應尤もの事なれば併しながら斯る論者は先づよく内外の區別を明かにし今回の事は英國の法律を以て英國人を罰するものにして日本の法律には無關係の事たる譯を知らざるべからず則ち英國の法廷に於て英國の判事が英國の法律を按じて英國の罪人を罰したるものにして其處置の公明正大にして法律適用の正しきは無論の事よりして敢て我々の疑を容るべき限りにあらざるなり故に我輩は此裁判に對して唯我輩の滿足を表するより外の事を知らざるのみ殊に最も我輩を滿足せしめたるは裁判落着の迅速なる一點なり假りに今回の事をして支那の汽船ならしめば事の始末果して如何なるべきや支那領事廳に起訴して果して受理せらるべきや受理せられて果して裁判せらるべきや裁判せられて果して有罪と申渡さるべきや如何甚だ疑はしき次第なりん或は今頃は委員會の議論解散の事にて永遠落着の期を知らざるやも測るべからざるなりこれを思へば今回英國領事裁判所の始末の如き流石は文明國の法廷なり實に文明の裁判法に背かざるものなりと坐ろに人をして感嘆滿足せしめざるを得ざるものなるべし

官報

〇文部省告示第四號
文部省告示第三號高等中學校ノ設置區域第二條高等中學校ノ位置第二區ハ仙臺トス
明治十九年十二月九日　文部大臣森有禮

〇三次會決議　東京府區部郡部會に於ては豫備費を除くの外總べて三次會を議了す其の金額は左の如し但し郡部町村土木補助費の追加議案及其の收入議案は一次會に於て否決せり

區部會決議額

金額	費目
金八万七千九百九圓七錢二厘	警察費
金三千五百十二圓	警察署會議所修繕費
金十一万六百九十四圓六錢三厘	土木費
金二千九百九十八圓	區部會議諸費
金九百圓	衛生及病院費
金一万七千百五十六圓	區部會議事堂修繕費
金十万千三百七十八圓	區吏員給料旅費及廳中諸費
金六千四百九十一圓四錢	教育費
金百八圓	諸達書及掲示諸費
金一万七千六十四圓	戸籍費

郡部會決議額

金額	費目
金二百四十六圓	警察費
金三万七千二百九十四圓七十三錢	土木費
金二千五百五十二圓三十三錢二厘	町村土木補助費
金二千百三十九圓三十一錢五厘	郡部會議諸費
金二百五十圓	衛生及病院費
金三千四百五十三圓	郡區會議事堂修繕費
金一万五千八十三圓	郡吏員給料旅費及廳中諸費
金千四百八十三圓九十五錢六厘	教育費
金百三十三圓七十五錢	諸達書及掲示諸費
金三十圓	勸業費
金二万六千八十一圓	戸長以下給料旅費

〇尚武義會　滋賀縣に於ては各郡長を縣廳に會同して兵事會を開き兵事課長を會長となし將來現役に就くものを獎勵するの目的にて尚武義會を設立することに議決し其の規約六十五條を定めたり其の要領を擧ぐれば同會は滋賀縣尚武義會と稱し滋賀縣人民にして徴兵令に據り陸海軍現役に服する者を獎勵するを以て目的とす」同會は發起人及有志者並に男子年齡滿十七歳となる年の九月より滿二十歳となる年の八月までの者を以て組織す會員を四種に區別し發起人を以て委員とし有志者にして本會の主務を賛賛する者を名譽會員及賛成員とし其の他の者を以て義務會員とす義務會員中抽籤に係るか若くは現役を志願し其の服役中勲章を得たる者及敷章を得ずと雖も拔群の功勞ある者等には百圓を最高度とし現役中功過に從ひ此の規約中に定むる所の各條に照らして贈與金を交付す右の贈與金は義捐金を以て之に充つ故に其の義捐金の高に依り滿額を贈與することを得ざるときは豫定額を減少することあるべし」同會委員は滋賀縣書記官二部長、兵事課員、郡長、兵務掛任、郡書記、戸長等にして此の規約實施のため終始會務を擔當す名譽會員は特に本會の事務を助け又は其の利害に關して意見を述ぶることを得」義務會員は徴兵徴集相當者とを問はず年齡滿十七歳となる年の九月より滿廿歳となる年の八月迄毎月一人金六錢宛の割合を以て義捐するものとす尤も委員は其の受持部内義務會員の資力を斟酌し便宜出金せしむる方法を設くることを得但し右年期中他府縣より入籍したるものは既に經過の月數分は一時に出金し爾後毎月出金するものとす會員外有志者の義捐金は汎く之を受け其の金品に應じて賞品を寄贈す委員は毎月俸給百分の一以上を義捐するものとす義捐金は現役者滿期又は除隊の者幷に家族贈與金及本會經費等に充つ以上は規約中第一章第二章及第三章中重要の條項にして以下第四章より第九章に至る各條項に於ては贈與金、役員、會議、役員の職務及給料旅費、本會資金及經費其他細則を定む

〇教科用圖書檢定要旨　文部省に於て教科用圖書を檢定するの要旨は該圖書の教科用たるに弊害なきことを證明するに止まり則ち國體法令を誹謗するの意を起さしむべき恐ある書又は風敎を敗るべき虞ある書若くは事實の誤ある書等は採擇せざるものとし其の教科用上の優劣如何は問はざることとなせり

〇修身書及作文教科書　文部省に於ては小學校修身教科書並に作文教科書は撿定せざることとなせり（以上本年十二月九日官報）

雜報

〇和歌山の近況（去七日の續）綿フランネルの影響　和歌山區は封建の一都會なれば封建の瓦解と共に衰微して戸數も人口も著しく減少し市街各所は甚だ寂寞を極むべき筈なりしに三五年前綿フランネル製造の起りたるが爲め斯の如き衰微に至らざりしことは別段に已に陳述する所なるが凡そ一工業の一地方に起るあれば其地方人民の之が爲めに職業を得るは實に思の外に多きものにて直接に其工業に就くもの外に間接に其餘澤を被むるものゝ尠からざるは經濟上の通理なり和歌山の綿フランネルの如きは正しく此經濟の通理に違はざるものにて其一二の例を擧ぐれば廢藩の前に在ては士族は夫々に邸宅を構へ和歌山區中の家數も多く從て家の新築修覆等も今日よりは忙しくして之に相當する丈けの大工もありたることなるが廢藩の際に至れば右の大工は一時士族の邸宅を毀つを以て其仕事となし居たるも邸宅の毀つに從て大に其數を減じ新規に邸宅を作るものとては殆んどなきに至りたれば大工の仕事は次第に減少しさる折柄綿フランネル製造の漸次に盛大になりたるが爲め大工中にて從來の業を止め先て綿フランネルの箱又は織機等を作るの業に轉ずるもの多く又廢藩前に在ては戸障子類を作るは士族の内職にて和歌山より大阪へ輸出する戸障子類は隨分多くありたるが近年は戸障子類の販路も悪しからざりして從て其工賃も貴直となりたれば右戸障子類と内職になしたるものが今日は綿フランネルの箱又は織機を作ることになりたるもの尠からず其他指物師木挽等の職業まで綿フランネルの箱又は織機を作ることになりしもの甚だ多くして枚擧に暇あらざるなり又大阪と和歌山の間には從來日に一艘宛の小蒸汽船の往復することなるが近年は其積荷の重なるものは綿フランネルにして其貨物積高は一艘にては不充分なるを以て日に二艘宛も和歌山を出帆することとなりたる趣なり

養蠶　和歌山縣下の養蠶業は上古の遺蹟と遂ひ開けたるものにて敢て新規に起したる事業にあらず左れど何分數百年も久しく中絶せしを以て蠶業に於ても縣廳に於ても前幾數十年間頻りに獎勵を加へたれども縣民は其利を知らず唯地の網糸は寒地の綿糸に及ばずして其彈力強力共に劣れるものなりとの妄説を迷信して到底紀泉南野諸州の糸と市場に伍するものなきを恐れ養蠶業を開くよりも寧ろ磽地に適したる製茶等の他業を盛にするに如かずとて相率ひて他業に專ら意を用ひ居